

発議第 19 号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
について

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書を
次のとおり提出する。

平成 27 年 12 月 17 日 提出

松岡恒雄
山本節
今井一久
西村友志

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄
液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発生する病気である。

その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理
解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成 19 年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成 23 年には、脳脊髄液減少症
の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められた。

また、平成 24 年には、ブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成
26 年 1 月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は 82%
(527 件中 432 例が有効)と報告されたところである。

さらに、「外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされ、ブラ
ッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

よって、国においては、下記の事項について、早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を
保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底
すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 17 日

三重県松阪市議会議長 大 平 勇